

西東京市障害者基本計画  
(平成31年度改定)  
【骨子案】

平成30年10月

西東京市

※表紙裏紙

市長挨拶（計画案確定後に掲載）

※市長挨拶裏紙

# 目 次

第1章 計画の改定にあたって	1
1 計画改定の趣旨	1
2 障害者基本計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画改定の流れ	3
5 障害児者の福祉に関する制度・動向	4
6 各種政策等の動向	6
(1) 西東京市「健康」応援都市の実現	6
(2) 国「第4次障害者基本計画」の策定	6
(3) 東京都「東京都障害者・障害児施策推進計画」の策定	7
(4) 国「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現	7
(5) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	8
(6) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催	8
第2章 前半5年間の計画の策定・進捗状況と改定の考え方	9
1 計画の全体像と計画の体系	9
2 基本理念と基本方針の設定	9
3 前半5年間の計画の進捗と課題（重点推進項目の振り返り）	11
(1) 「重点推進項目1」の進捗状況と課題	11
(2) 「重点推進項目2」の進捗状況と課題	12
(3) 「重点推進項目3」の進捗状況と課題	14
(4) 「重点推進項目4」の進捗状況と課題	15
(5) 「重点推進項目5」の進捗状況と課題	17
第3章 後半5年間の計画の骨子と重点推進項目	18
1 後半5年間の計画の全体像	18
2 後半5年間の計画の基本理念と基本方針	18
3 後半5年間の計画の重点推進項目	20
第4章 施策の展開	26
1 基本方針1に関する施策	30
(1) 相談支援・ネットワーク	30
(2) 生活支援	31
<b>(3) 教育・育成</b>	36
2 基本方針2に関する施策	40
(1) 雇用・就業	40
(2) 余暇活動・生涯学習活動	42
3 基本方針3に関する施策	43
(1) 広報・啓発	43
(2) 生活環境	46
(3) 保健・医療	50
(4) 情報・コミュニケーション	52
第5章 障害者基本計画の着実な推進に向けて	54
第6章 障害福祉に関するデータ・調査結果等	55
1 障害者数等	55
2 市内の障害者関連施設等	55
3 アンケート調査結果	55
4 ヒアリング調査結果	55

<b>第7章 資料編</b> .....	<b>56</b>
1 用語集 .....	56
2 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会等開催経過 .....	56
3 西東京市地域自立支援協議会計画改定作業部会 委員名簿 .....	56
4 西東京市地域自立支援協議会（第5期） 委員名簿 .....	56

※目次裏紙



# 第1章 計画の改定にあたって

## 1 計画改定の趣旨

本市では、平成26年3月に、障害者基本法第11条第3項における「市町村障害者計画」に位置づけられる計画として、平成26年度から平成35年度までを計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を策定しました。同計画は中間年である平成30年度に、計画の見直し（改定）を行うことを計画策定当初より予定していました。

この度、平成30年度に同計画の中間年を迎えたことから、当初予定していた通り、近年の障害者福祉に関する動向も踏まえ、計画の一部改定を行い、後半5年間の「西東京市障害者基本計画」を策定しました。

### 【障害者基本法 第11条第3項】

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

本計画では、国の「第4次障害者基本計画」、東京都「障害者・障害児施策推進計画」において示されている基本理念や考え方を踏まえ、以下の基本理念を掲げています。

### 【西東京障害者基本計画の基本理念】

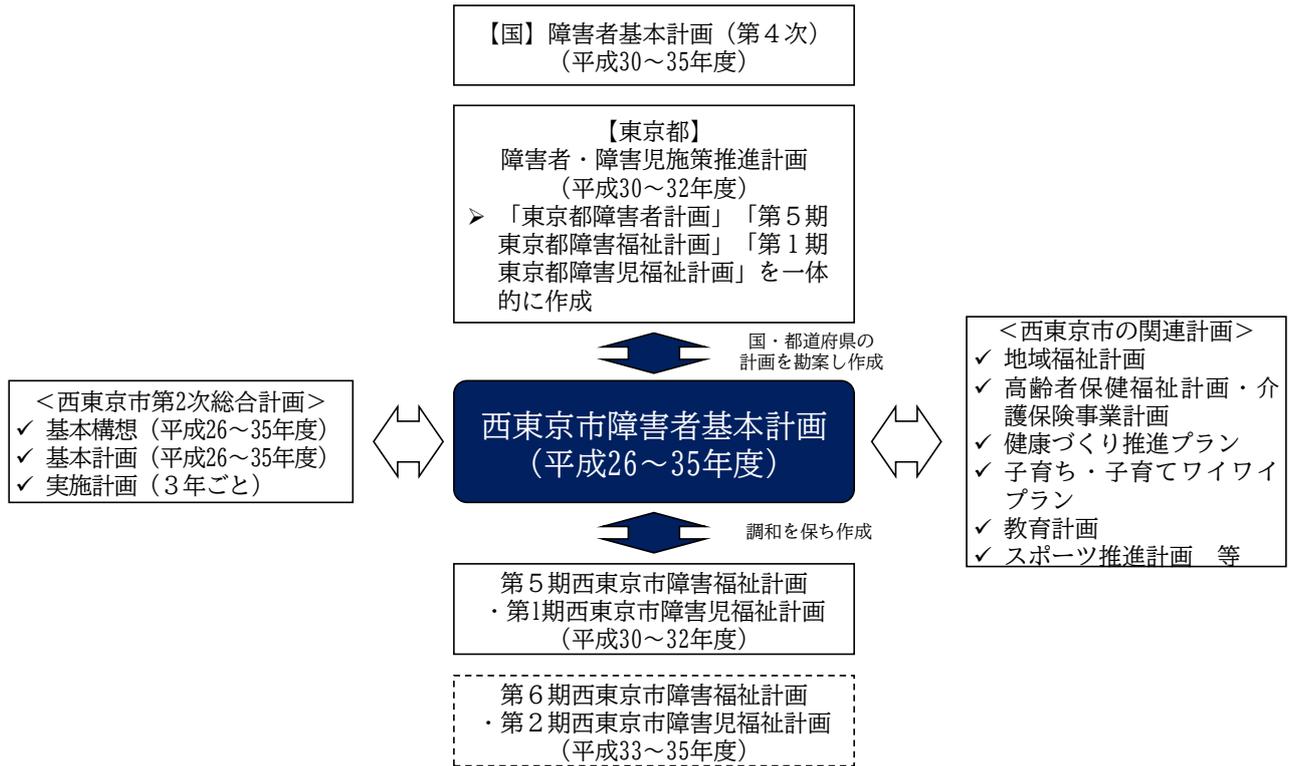
障害のある人が、その生涯にわたって、  
個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、  
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

## 2 障害者基本計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に基づく計画で、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。また、障害者総合支援法に基づいて策定している「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」（平成30年度～平成32年度）とは、調和を保って作成しています。なお、平成32年度には、障害者総合支援法に基づいて、平成33年度から平成35年度までを計画期間とする「第6期西東京市障害福祉計画・第2期西東京市障害児福祉計画」を策定しますが、その際にも、本計画の基本的な考え方等を踏まえて改定を行う予定です。

また、本計画は、「西東京市総合計画」をはじめ、「西東京市地域福祉計画」「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健康づくり推進プラン」、「子育て・子育てワイワイプラン」などの関連計画とも連携を図りながら、施策・事業を進めていきます。

◆ 障害者基本計画の位置づけ ◆



### 3 計画の期間

後半5年間の計画期間は、平成31年度から平成35年度までです。

◆ 障害者基本計画の計画期間 ◆

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

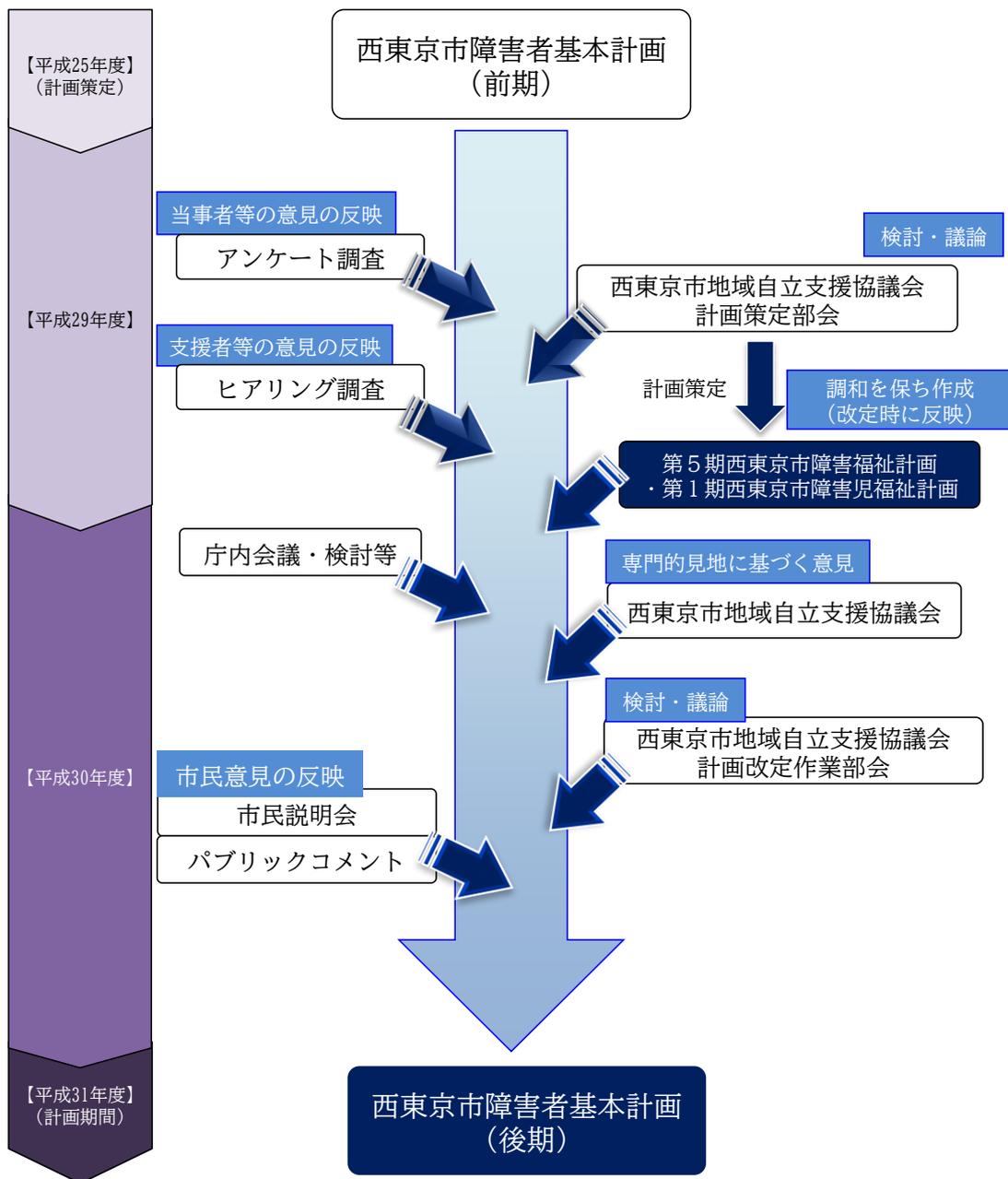


## 4 計画改定の流れ

計画の改定にあたっては、「西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会」及び市内会議等で検討を進めるとともに、「西東京市地域自立支援協議会」から専門的見地に基づくご意見をいただきました。

また、平成29年度から平成30年度にかけ、障害者（当事者）等へのアンケート調査（質問紙による調査）、障害者団体等へのヒアリング調査（聴き取りによる調査）、パブリックコメント等を実施し、当事者や支援者等を含む市民の意見を聴取し、計画に反映しました。

### ◆ 計画改定の流れ・検討経過 ◆



## 5 障害児者の福祉に関する制度・動向

近年の障害者の福祉をめぐる主な制度等の変遷は次のとおりです

### ● 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立・施行 ●

難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる。

(平成 27 年 1 月施行)

### ● 「障害者差別解消法」の成立・施行 ●

「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として成立した。

障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮（障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置）に関する環境整備の努力義務等が規定された。

(一部の附則を除き平成 28 年 4 月施行)

### ● 「障害者雇用促進法」の一部改正 ●

障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを事業主に義務づけるなど、雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され合理的配慮の提供が義務となる。(平成 28 年 4 月施行)

また、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える。(平成 30 年 4 月施行)

### ● 「発達障害者支援法」の一部改正 ●

発達障害者が日常生活を送る上での社会的障壁を取り除くため、発達障害がある子供が他の子供と一緒に教育を受けられるように配慮することや、国や都道府県が就労機会の確保、職場への定着の支援を行うこと、都道府県や政令指定都市に関係機関による協議会を設置すること等が規定された。

(平成 28 年 8 月施行)

●「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部改正 ●

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図る。障害児支援については、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村に障害児福祉計画の策定を義務づける。

(平成 30 年 4 月施行)

※余白スペースには、ページの内容に関連するコラム  
や挿絵等を挿入します。  
(第 5 回計画改定作業部会以降に反映予定)

## 6 各種政策等の動向

### (1) 西東京市「健康」応援都市の実現

平成28年3月、西東京市では「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国の長期ビジョンや総合戦略を勘案し、西東京市の実情に応じた5か年の施策の方向を示す「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この中で、基軸戦略として「『健康』応援都市の実現」を掲げています。これは、保健医療・社会経済・居住環境などの様々な分野においても、市民の健康、まち全体の健康を推進するものです。市民一人ひとりのこころやからだの健康だけでなく、社会や経済、居住や教育といった生活環境も含めた、まち全体の「健康」を達成するための、「健康」応援都市の実現を目指していきます。

### (2) 国「第4次障害者基本計画」の策定

国の「第4次障害者基本計画」では、「基本理念」、「施策の基本的方向」として、以下の考え方が示されています。

#### ◆国「第4次障害者基本計画」の「基本理念」、「施策の基本的方向」◆

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的な障壁を除去する。</li> </ul>
施策の基本的方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2020 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ(※)向上の視点を取り入れていく</li> <li>➤ アクセシビリティに配慮した ICT 等の新技術を積極的に導入</li> </ul> </li> <li>2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援</li> </ul> </li> <li>3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進</li> </ul> </li> <li>4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実</li> </ol>

(※) 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

### (3) 東京都「東京都障害者・障害児施策推進計画」の策定

東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」では、「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会」を目指す社会として掲げており、以下の「基本理念」、「施策目標」が示されています。

#### ◆ 東京都「東京都障害者・障害児施策推進計画」の「基本理念」「施策目標」 ◆

基本理念	<p>I. 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害があっても、適切な支援があれば街なかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができることを都民が理解し、障害のある人となない人が学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う共生社会の実現を目指します。</li> </ul> <p>II. 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。</li> </ul> <p>III. 障害者がいきいきと働ける社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指します。</li> </ul>
施策目標	<p>I. 共生社会実現に向けた取組の推進</p> <p>II. 地域における自立生活を支える仕組みづくり</p> <p>III. 社会で生きる力を高める支援の充実</p> <p>IV. いきいきと働ける社会の実現</p> <p>V. サービスを担う人材の養成・確保</p>

### (4) 国「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現

現状の公的福祉サービスは、「高齢者」「障害者」「子ども」といった対象者ごとに提供・運用されている状況にあり、サービスのニーズの多様化や複雑化への対応や、サービスに関する人材確保等が今後、大きな課題となることが想定されます。

これらの課題に対応していくため、国では平成28年に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部を設置し、これまでの「支え手側」と「受け手側」に分かれた考え方を転換し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、公的な福祉サービスと協働して助け合っていく「地域共生社会」を目指す姿として示しています。

「地域共生社会」の実現のためには、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民に「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みづくりや、公的な福祉サービスへのつなぎ等、「丸ごと」の総合相談支援体制の整備等が必要です。本計画においても、こうした考え方を踏まえて計画の改定を行います。

### (5) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が平成29年2月にとりまとめた、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが挙げられています。また、国は、措置入院患者等に対する退院後の医療等の支援を継続的に行う仕組みの整備を盛り込んだ精神保健福祉法の改正を検討しています。

西東京市では、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関し、「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」において、以下の成果目標を設定しています。

#### ◆ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する成果目標 ◆

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	✓ 保健、医療（病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者）、福祉関係者による協議の場の設置を、近隣自治体との連携・調整も含め、検討します。
在院期間1年以上の長期在院者の減少	✓ 平成29年度の入院患者数から45人の減少

### (6) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

本計画の計画期間中には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。障害の有無にかかわらず、世界中からあらゆる人が集う大会は、共生社会の実現に向けて社会の在り方を大きく変える絶好の機会となりえます。

国の「第4次障害者基本計画」では、大会開催を通じて、横断的な視点である「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」（社会的障壁の除去）に向けた各種の取組をより強力に推進していくとしています。更に、関連する具体的施策として、「公共交通機関のバリアフリー化を始めとする移動しやすい環境の整備」や、障害者に配慮したまちづくり等の取組を幅広く推進していくこととしています。

東京都では、オリンピック・パラリンピック教育に関連する事業として、「障害者スポーツの体験」や「特別支援学校の児童・生徒と公立小・中・高校生との交流」といった取組が展開されます。

西東京市においても、これらの国や都による取組とも連携の上、大会を契機とし、障害や障害者に対する理解の推進や障害者スポーツの振興等を図っていきます。

## 第2章 前半5年間の計画の策定・進捗状況と改定の考え方

### 1 計画の全体像と計画の体系

「西東京市障害者基本計画」は、「基本理念」および3つの「基本方針」に紐づける形で、「施策の方向性」及び、市が展開・推進していく個別の・具体的な各施策を定めています。

また、アンケート調査やヒアリング調査の結果、「西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会」での検討等より、本市が特に重点的に関連施策を推進していく「10年間の重点推進項目」として、5項目を設定しました。

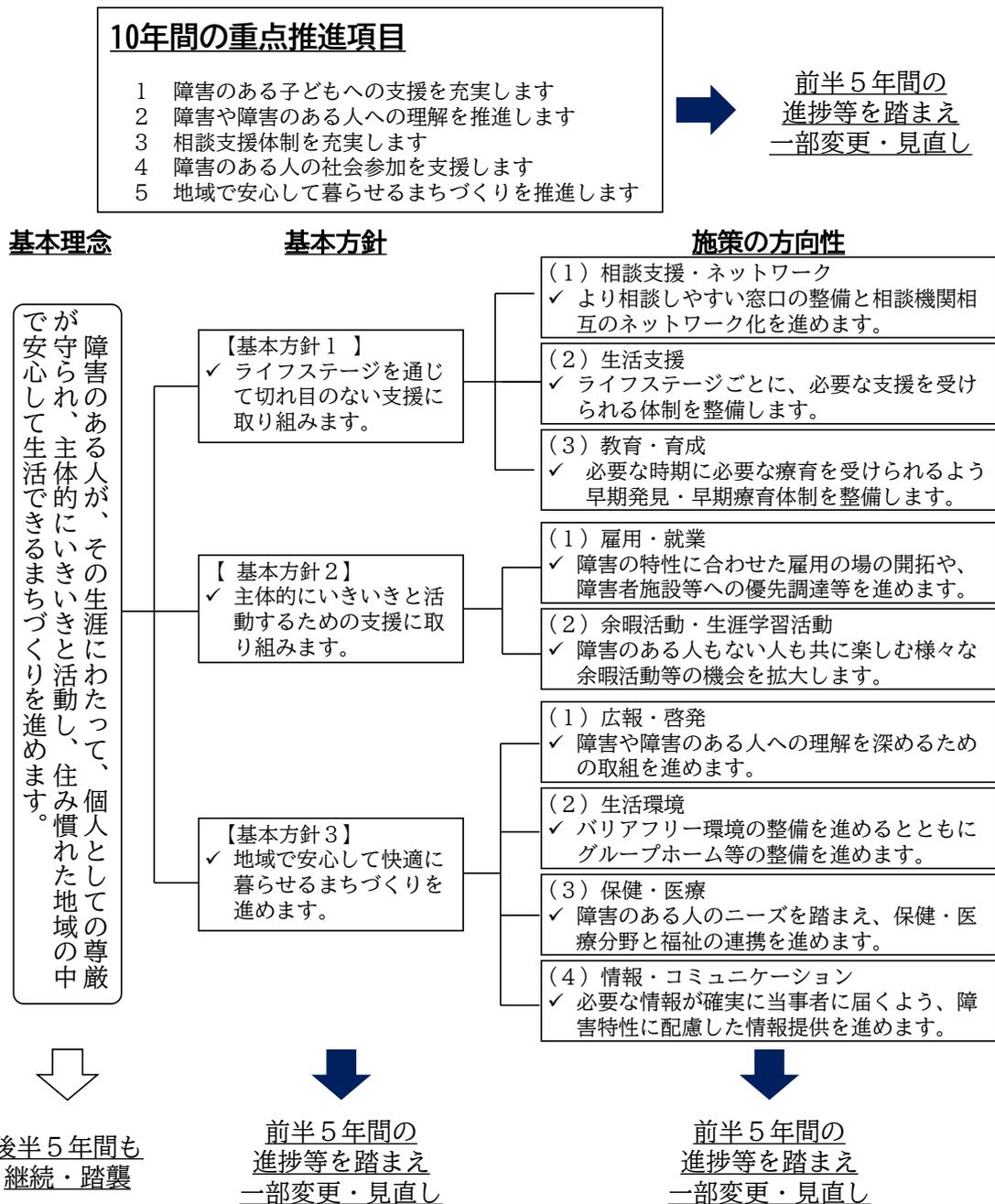
後半5年間の計画の策定においては、上記、「基本理念」、「基本方針」、「施策の方向性」及び各施策、「10年間の重点推進項目」を検証し、見直しを検討したうえで策定します。

### 2 基本理念と基本方針の設定

「西東京市障害者基本計画」の策定にあたっては、平成26年度に開催した「西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会」での検討等を踏まえ、以下の「基本理念」を設定しました。また、「基本理念」を施策・取組として実現・具体化するために、3つの「基本方針」を定めました。

「基本理念」、「基本方針」は、計画年の10年間（平成26年度～平成35年度）にわたり、本市が目指していく基本的な方向性を示すものです。基本的には、後半5年間の計画においても継続して掲げていくものとしますが、近年の障害者福祉に関する動向や、西東京市の政策を踏まえ、一部見直すこととします。

◆ 計画の全体像と計画の体系 ◆



### 3 前半5年間の計画の進捗と課題 (重点推進項目の振り返り)

前半5年間の計画の進捗状況及び、この5年間で把握された課題等について、「重点推進項目」ごとに示しています。

#### (1) 「重点推進項目1」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

#### 障害のある子どもへの支援を充実します

これまで本市では、障害のある子どもに対する支援として、障害を早期に発見し、早い段階で療育を受けることができる「早期発見・早期療育」の体制の充実や、障害のある子どもが成長過程を通じて切れ目なく支援を受けられる体制の整備に取り組んできました。

早期発見・早期療育体制の充実に向けては、幼稚園・保育園等への訪問による巡回相談や職員向けの公開講座の実施といった取組を進めてきました。また、障害のある子どもを持つ保護者への支援として、ペアレントトレーニングの講座の開催による子どもとの関わり方の講習や、保護者の悩みを軽減させるための取組としてペア・ピアカウンセリング等を実施しました。

一方、アンケート調査やヒアリング調査結果からは、障害のある子どもやその保護者、家族にとって、「安心して相談できる相談窓口を確保すること」、「各種支援制度や障害福祉サービス等、必要な情報が十分に得られていないこと」、「障害児の『居場所』や余暇を過ごす場所が不足していること」といった課題が残されている状況が窺えます。

【ポイント】

- ✓ 早期発見・早期療育体制の充実
  - ◇ 全数対象の乳幼児健康診査を有効に生かしつつ、その後の療育に結び付けていく体制の整備を進めた。
- ✓ 障害のある子どもを持つ保護者への支援
  - ◇ 「ペア・ピアカウンセリング」等の取組の他、就学相談や教育相談において、障害児教育の専門家や臨床心理士等による支援を行った。
- ✓ 教育・相談事業の推進
  - ◇ 「こどもの発達センター・ひいらぎ」での相談対応、幼稚園・保育園等への訪問による相談対応等を実施した。
- ✓ 障害児の放課後等の居場所の充実
  - ◇ 放課後等デイサービスの事業所数は大きく増加。今後は質の向上等が課題。

## (2) 「重点推進項目2」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

### 障害や障害のある人への理解を推進します

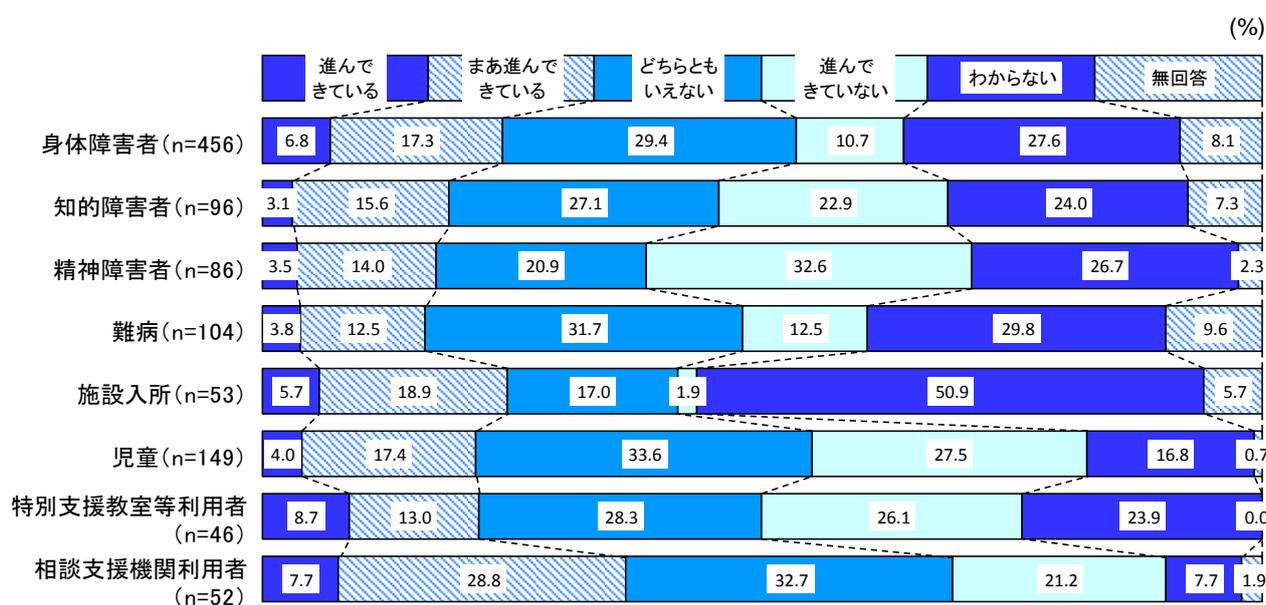
「障害者週間」に関連したイベントや、障害に関する各種の講演会等の開催により、障害の有無に関わらず市民が参加できるような交流の場を積極的に提供してきました。

障害のある人への配慮や支援を行う「障害者サポーター」制度を創設し、市民をサポーターとして認定することや、市報等を通じた継続的な広報・啓発活動を行ってきました。加えて、平成30年度からは、市内のコンビニエンスストア等の店舗に対し、障害者サポーター養成講座の受講を働きかけ、困った時に駆け込むことができるお店を「障害者サポーターがいるお店」として、支援体制の一翼を担っていただくなど、取組を更に拡大させてきました。

また、平成30年度より、市内の中学校を訪問し、各学校の道徳の授業において障害や障害のある人への理解を深めるための啓発活動を行っています。

平成29年度に実施したアンケート調査の結果では、障害や障害者に対する理解について、「進んでいる」「まあ進んでいる」と回答した人は、身体障害者で計24.1%（前回29.8%）、知的障害者で計18.7%（前回22.4%）、精神障害者で計17.5%（前回24.2%）、難病患者で計16.3%（前回19.8%）と、各調査とも、横ばいからやや減少している状況にあり、職場や学校での生活や、日常生活のさまざまな場面で、周囲の人の理解が足りないと感じることがあるとの意見もみられます。

#### <アンケート調査の結果：障害や障害者への理解が進んでいると思うか>



注：「n」はアンケートの回答母数

【ポイント】

- ✓ 広報・啓発活動の継続的な実施
  - ◇ 市報や各種イベントを通じて取り組む。
- ✓ 障害者総合支援センターと地域の交流促進
  - ◇ 市民まつりにブース出店を行い、ヘルプカード、ヘルプマーク、障害者差別解消法に関する普及啓発を行った。
  - ◇ 障害者週間に、アスタセンターコートを利用した事業所・団体の紹介、製作品の販売を行ったほか、講演会を実施した。
  - ◇ 「障害者総合支援センター・フレンドリー」において、フレンドリー祭りを開催し、各事業所、一般利用団体、地域住民との交流を図った。
- ✓ 障害のある人をサポートする仕組みの検討
  - ◇ 平成27年度より障害者サポーター養成講座を実施し、「ヘルプカード」「サポートバンダナ」の普及啓発を行った。

※余白スペースには、ページの内容に関連するコラムや挿絵等を挿入します。  
(第5回計画改定作業部会以降に反映予定)

### (3)「重点推進項目3」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

#### 相談支援体制を充実します

西東京市では、「基幹相談支援センター」（障害福祉課内に設置）及び、「相談支援センター・えぼっく」を中核的な役割を担うワンストップ型の相談窓口として位置付け、地域活動支援センターである「保谷障害者福祉センター」、「地域活動支援センター・ハーモニー」等の機関と連携し、相談支援体制を構築してきました。平成28年10月には「地域活動支援センター・ブルーム」を開設し、体制の拡充を図りました。

各相談機関においては、相互に連携した上で個別の事例に対応していくことが重要であるとの認識の下、関係する相談機関が参加してのケース会議の開催等による情報の共有を図りました。また、特に子どもや学齢期の児童への対応の充実のため、庁内関係課での検討委員会の開催や、各学校での「教育支援システム」の活用による情報引き継ぎを行うなど、切れ目のない相談支援体制の構築に努めてきました。

アンケート調査やヒアリング調査結果から、市の相談支援体制について望むこととして、各機関や窓口における対応力や課題解決力の向上が挙げられています。また、アンケート調査結果から、家族や親せき以外に「相談できる場所がない」と回答している人が、身体障害者と難病患者で2割以上、知的障害者と精神障害者でも15～16%いる状況にあります。

【ポイント】

✓ 相談機関相互の連携の推進

- ◇ 切れ目のない相談支援体制を構築することを目的に、庁内関係課による検討委員会を開催し、子ども相談業務において、情報共有の必要性と連携の円滑化について検討した。
- ◇ 「基幹相談支援センター」と「相談支援センター・えぼっく」において、定例的なケース会議を行い、連携強化を図った。
- ◇ 相談支援部会において、事例検討や相談支援マニュアルの作成について検討し、相談支援機関との連携強化に努めた。

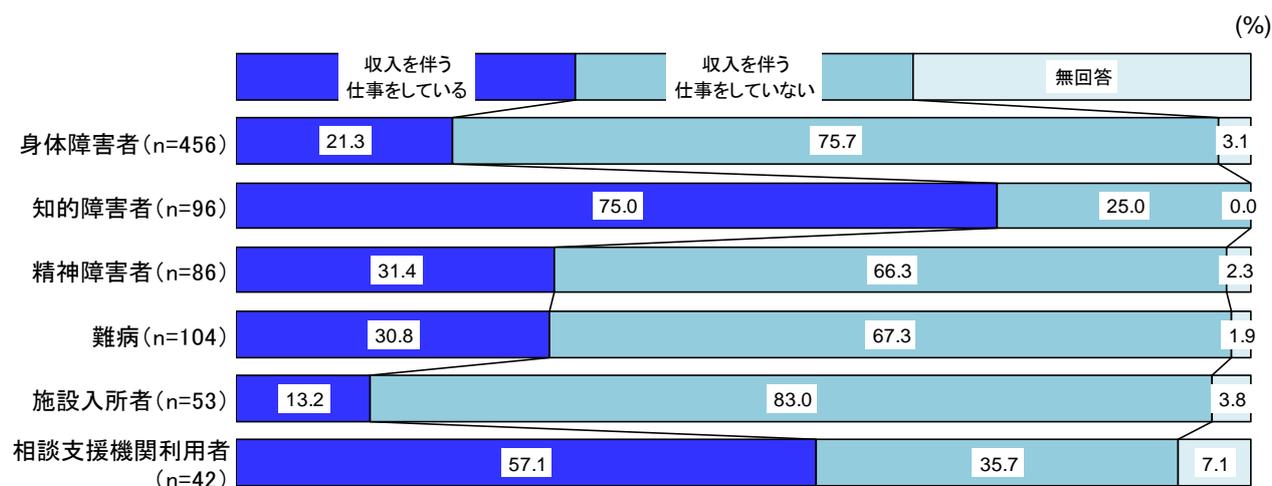
## (4)「重点推進項目4」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

## 障害のある人の社会参加を支援します

平成29年度時点での障害者の就労状況（収入を伴う仕事をしている人の割合）は、身体障害者で21.3%（前回28.4%）、知的障害者で75.0%（前回77.7%）、精神障害者で31.4%（前回52.2%）、難病患者で30.8%、施設入所者で13.2%（前回18.4%）、相談支援機関利用者で57.1%でした。

## &lt;アンケート調査の結果：収入を伴う仕事をしているか&gt;



日中活動の場の確保に関しては、活動の「選択肢」を増やすこととともに、その質的な充実も重要です。障害者に対する「選択肢」の一つとして、知的障害者の利用を中心とする「地域活動支援センター・ブルーム」が平成28年度に設置されました。

アンケート調査結果より、障害者の日中活動に関する意向は、「現在行っている活動」では、「買い物」「旅行」が各調査で高くなっています。「趣味などのサークル活動」は、身体障害者、知的障害者、児童で2割前後、「スポーツやレクリエーション」は児童、相談支援機関利用者で5割を超えています。

「今後、行いたい活動」も、「現在行っている活動」と同様の傾向がみられます。

<アンケート調査の結果:直近1年間に行った活動(複数回答)>

		(%)					
n=	買い物	選挙の投票	旅行	趣味などのサークル活動	スポーツやレクリエーション	講座や講演会などへの参加	
身体障害者	456	69.1	53.5	33.8	21.5	19.5	9.0
知的障害者	96	69.8	44.8	55.2	18.8	41.7	2.1
精神障害者	86	66.3	45.3	27.9	9.3	29.1	7.0
難病	104	65.4	59.6	34.6	13.5	21.2	12.5
施設入所者	53	81.1	15.1	58.5	7.5	45.3	1.9
児童	149	74.5	-	67.8	17.4	57.7	2.0
相談支援機関利用者	52	78.8	38.5	46.2	11.5	51.9	11.5
		地域の行事やお祭り	ボランティア活動	障害者団体の活動	その他	特に何もしていない	無回答
身体障害者		7.0	4.6	3.5	2.2	14.9	4.4
知的障害者		10.4	4.2	18.8	1.0	9.4	2.1
精神障害者		9.3	7.0	5.8	3.5	10.5	9.3
難病		6.7	6.7	1.0	1.9	10.6	2.9
施設入所者		35.8	3.8	5.7	3.8	3.8	5.7
児童		49.7	0.7	10.1	2.0	10.1	0.7
相談支援機関利用者		28.8	7.7	30.8	7.7	7.7	1.9

<アンケート調査の結果:今後、行いたい活動(複数回答)>

		(%)					
n=	スポーツやレクリエーション	旅行	買い物	ボランティア活動	障害者団体の活動	趣味などのサークル活動	
身体障害者	456	19.7	49.6	44.1	6.8	6.1	27.0
知的障害者	96	40.6	60.4	57.3	4.2	19.8	26.0
精神障害者	86	25.6	33.7	44.2	10.5	11.6	22.1
難病	104	28.8	58.7	45.2	7.7	1.0	22.1
施設入所者	53	39.6	64.2	71.7	5.7	1.9	13.2
児童	149	79.2	63.8	57.7	13.4	14.8	56.4
相談支援機関利用者	52	55.8	65.4	53.8	7.7	23.1	42.3
		講座や講演会などへの参加	地域の行事やお祭り	選挙の投票	その他	特に活動したくない	無回答
身体障害者		16.9	11.2	29.4	3.5	15.1	10.1
知的障害者		4.2	20.8	24.0	1.0	10.4	10.4
精神障害者		15.1	17.4	27.9	10.5	14.0	8.1
難病		17.3	8.7	35.6	4.8	13.5	5.8
施設入所者		0.0	24.5	7.5	5.7	3.8	9.4
児童		12.8	56.4	-	4.0	3.4	5.4
相談支援機関利用者		11.5	32.7	26.9	5.8	7.7	5.8

【ポイント】

- ✓ 知的障害者を主に対象とする地域活動支援センターの設置
  - ◇ 「地域活動支援センター・ブルーム」を開設（平成28年度）。
- ✓ 就労援助事業の実施
  - ◇ 障害者就労支援センター「一歩」にコーディネーターを配置し、必要な支援を行った。
  - ◇ 障害者就労支援セミナーを開催し、関係機関とのネットワーク構築に努めた。

## (5)「重点推進項目5」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

**地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します**

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためのまちづくりとして、これまで、ハード面では、建造物、道路等のバリアフリー化を進めてきたほか、防災・防犯対策を推進してきました。災害対策においては、避難行動要支援者個別計画の作成を進め、障害特性等に配慮した災害対策に取り組んできました。また、地域における居住の場として、民間法人によるグループホーム等設置の誘致に取り組んだことで、グループホームの数は増加傾向にあります（平成30年時点、市内に37ユニット）。

ソフト面では、「障害者虐待防止センター」での対応や、イベント等での啓発活動による虐待の防止、権利擁護制度や成年後見制度の活用支援に取り組んできました。

一方で、アンケート調査やヒアリング調査結果から、障害者が地域で安心して暮らしていくために必要なことや、不安に感じていることとして、様々な課題が挙げられており、今後、対応を検討していく必要があります。

## 【ポイント】

- ✓ 障害者虐待防止センター機能の充実
  - ◇ 障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や、虐待の未然の防止に努めた。
  - ◇ 虐待防止に関するイベントを実施し、市民まつりにおいて啓発活動を行った。
- ✓ 権利擁護センター・あんしん西東京との連携
  - ◇ 権利擁護センターでは、申立ての手続支援を行うなどとともに、講演会の開催や、広報誌の発行などを通じて、権利擁護制度の普及啓発に努めた。
- ✓ グループホーム等の整備
  - ◇ 社会福祉法人等による設置に協力、事業者の誘致等を行った。
- ✓ 災害時要援護者避難支援プランの作成
  - ◇ 避難行動要支援者を対象とし、避難行動要支援者個別計画の作成を進めた。
  - ◇ 防災知識の普及啓発のために、多くの市民を対象に防災講話を実施した。
- ✓ その他、障害者が地域で安心して暮らしていくために必要なこと
  - ◇ 地域で暮らしていくには、地域の理解が何よりも重要。
  - ◇ 障害者の視点を意識した防災や災害対策の充実。
  - ◇ 障害のある人が65歳を迎える際に、障害福祉サービスから介護保険サービスへとスムーズに移行する体制の構築。

## 第3章 後半5年間の計画の骨子と重点推進項目

### 1 後半5年間の計画の全体像

後半5年間の「西東京市障害者基本計画」は、前半5年間の計画と同様に、「基本理念」および3つの「基本方針」に紐づける形で、「施策の方向性」及び、市が展開・推進していく個別の・具体的な各施策を定めました。各施策は、計画改定作業部会での検討や、担当課による取組状況等を踏まえ、一部を見直しました。

また、「10年間の重点推進項目」として掲げた5項目は、進捗状況や計画改定作業部会での検討を踏まえ、一部を見直し、次ページ以降に掲げる5項目を新たに設定しました。

### 2 後半5年間の計画の基本理念と基本方針

後半5年間の「西東京市障害者基本計画」は、前半5年間の計画の進捗状況や「西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会」における検討状況、また国が示す「地域包括ケアシステムの構築」及び、西東京市が掲げる「『健康』応援都市の実現」といった政策を計画全般に反映させていきます。

西東京市では「健康」の概念を広くとらえ、市民一人ひとりのこころやからだの健康はもとより、生活環境も健康水準を向上させるための要素と捉え、「健康」応援都市の実現をめざしています。

後半5年間の計画の基本理念と基本方針は、前半5年間の計画で掲げた基本理念と基本方針を基に、こうした考え方を踏まえ、以下の通り設定します。

#### ◆ 後半5年間の計画の基本理念と3つの基本方針 ◆

#### 基本理念

障害のある人が、その生涯にわたって、  
個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、  
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

#### 基本方針1

ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。

#### 基本方針2

主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。

#### 基本方針3

地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。

見直し

◆ 後半5年間の計画の全体像 ◆

一部見直し

### 5年間の重点推進項目

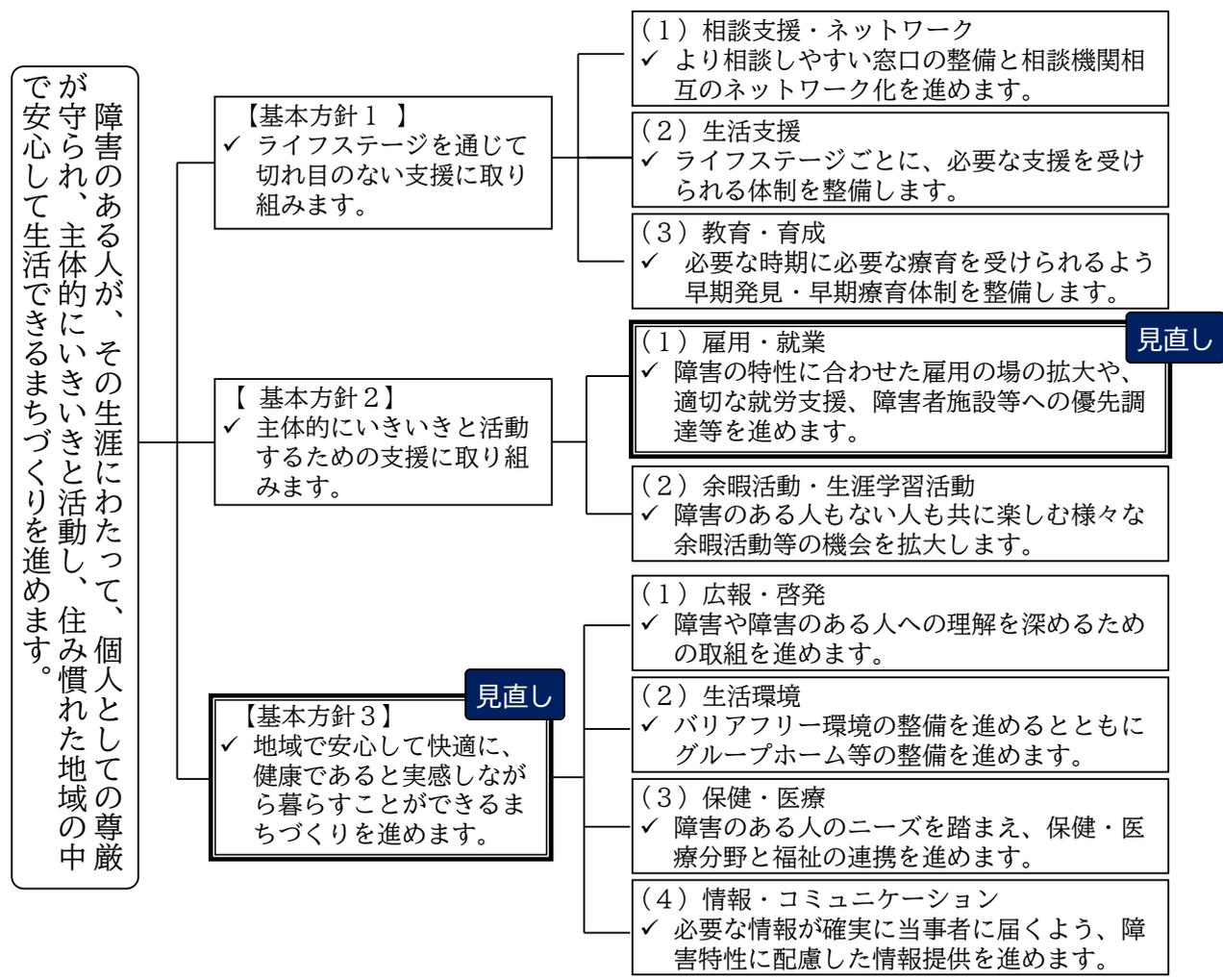
- 1 障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指します
- 2 障害のある人の社会参加を支援します
- 3 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します
- 4 障害のある人や家族へ、切れ目のない支援を充実します
- 5 相談支援体制を充実します

**基本理念**

**基本方針**

施策の方向性、施策内容を一部見直し

**施策の方向性**



### 3 後半5年間の計画の重点推進項目

---

前半5年間における各施策の進捗状況や、平成29年度に実施したアンケート調査、ヒアリング調査の結果、平成30年度に開催した「西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会」における検討等を踏まえ、次の5つの項目を重点推進項目として設定しました。

今後、後半5年間の計画期間である平成31年度から平成35年度の5年間において、重点的に関連施策を推進していきます。

## 重点推進項目1

### 障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指します

障害のある人もない人も、学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う、「共生社会」の実現を目指します。誰もが安全安心に暮らしていけるように、日常生活や様々な機会を通じて、地域住民の障害や障害のある人への理解や、その合理的配慮に関する理解、啓発活動に力を入れていきます。

これまでに実施してきた、市民まつり、障害者週間イベント等における啓発活動、公立学校在籍生徒へのヘルプマーク周知等を引き続き実施していくとともに、障害福祉サービス事業所や障害者支援団体と連携し、行事や催しにおけるボランティア体験等の取組の推進や、障害者や障害への理解促進につながる取組を一体となり行っていきます。

このほか、近年、認知が進んでいるものの比較的新しい考え方である、「大人の発達障害」について、認識や理解を広め、学校や職場等、日常生活において生きづらさを感じつつ過ごしている人を少しでも少なくしていくよう努めていきます。

理解や啓発に向けた具体的な方策としては、これまでに実施してきた取組に加え、より小規模の、地域に根差した交流の場を設けることや、学校教育と連携した上で、小中学校等での講座や理解に向けた取組の実施を検討するなど、障害や障害者に対する理解を今まで以上に広めていくために、継続的な取組を行っていきます。

また、障害の有無に関わらず、子どもがともに成長できるよう、市の子育て支援施策とも連携し、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。障害に対する理解や啓発においては、幼少期における体験も重要であることから、障害のある子どもと障害のない子どもの交流の活発化も目指します。学齢期においては、担当課と連携の上、副籍制度の活用を推進していくなどの方策を検討していきます。

市独自の普及啓発の取組として実施している「障害者サポーター養成講座」は、平成30年度で6年目を迎えています。養成講座の実施等を通じ、障害者に対する「ちょっとした配慮や支援」を積極的に行うサポーターを今後も継続的に増やしていくとともに、サポーターとなった人に対するフォローアップを充実させていきます。

#### 関連施策

- 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実 【3-(1)-1】
- 障害者団体の交流機会の活用 【3-(1)-3】
- 障害者総合支援センターと地域の交流促進 【3-(1)-4】
- 障害のある人をサポートする仕組みの検討 【3-(1)-11】

※ 施策のあとの番号は、施策の進捗管理を的確に行うために施策ごとにつけた番号です。

## 重点推進項目2

### 障害のある人の社会参加を支援します

就労の他、日中活動への参加といった、更なる社会参加を支援していくとともに、障害のある人が、それぞれの知識・スキルを活かして、地域の中で活躍できるまちをめざします。

就労に関する支援は、一般就労の拡大に向けた支援と共に、障害者就労施設における工賃の向上等引き続き取り組みます。

一般就労の拡大に向けては、まず市内の事業所等における障害者雇用状況の現状把握に努めます。その上で、障害者雇用に意欲のある民間企業との連携により、障害者の能力を考慮した、多様な働き方・勤務形態の雇用の確保に取り組みます。

一般就労の拡大に向けては、福祉的就労から一般就労への移行の促進、一般就労後の職場定着が課題となっています。一般就労への移行・定着の促進のため、ジョブコーチが職場に訪問することの他、新たな障害福祉サービスである「就労定着支援」を展開する事業者との連携による、安定して働くための定期的なフォローアップ等に取り組みます。

就労に限らず、日中活動への参加については、今後も文化・芸術・スポーツ等の活動や生涯学習、余暇活動に対する支援を継続していきます。この中で、スポーツに関しては、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた障害者スポーツの振興の視点だけでなく、スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、スポーツ活動への支援の充実など、地域で障害のある人が活躍できる機会・場づくりの推進を図っていきます。

#### 関連施策

- 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置 【1-(2)-1】
- 就労援助事業の実施 【2-(1)-1】
- 就労機会の拡大 【2-(1)-2】
- 授産製品の販路拡大 【2-(1)-6】
- 障害者施設等への優先購入（調達）の推進 【2-(1)-7】
- 就労継続支援 A 型事業所や就労移行支援事業所の誘致 【2-(1)-9】

## 重点推進項目3

### 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

障害のある方が住み慣れた地域で、いつまでも心身共に健康で、安心して暮らし続けていくためには、まず住まいの確保は最重要であるとの考え方にに基づき、また、親亡き後を見据えた居住の場の整備などの観点からも、今後も引き続きグループホームの設置、開設に向けた取組を進めていきます。

加えて、障害者が安心して暮らせる地域やまちづくりの実現には、出発点として、重点推進項目の2でも掲げている「障害や障害者への理解の推進・深化」が重要です。その上で、居住の場の確保・充実や、災害対策の更なる充実に向けて引き続き取り組みます。

このほか、障害者が安全に、安心して生活できる住環境や、移動しやすい環境を整備し、利用しやすさに配慮した施設等を普及促進することで、障害者の生活環境における社会的障壁を取り除き、地域における、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさといった、様々な分野における「アクセシビリティ」を高めていきます。

また、障害者に対する虐待を未然に防ぎ、早期発見と迅速な対応を図るため、その啓発活動及び障害者虐待防止センター（障害福祉課内に設置）の広報活動を、他の施策に関する広報と連携して行っていきます。

成年後見制度については、より一層の活用支援に向け、今後も制度の周知活動等に引き続き取り組みます。

ハード面の取組として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や東京都福祉のまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮したまちづくりを進めていきます。

#### 関連施策

- 障害者虐待防止センター機能の充実 【3-(1)-6】
- 権利擁護センター・あんしん西東京との連携 【3-(1)-7】
- グループホーム等の整備 【3-(2)-1】
- 人にやさしいまちづくりの推進 【3-(2)-2】
- 災害時要援護者避難支援プランの作成 【3-(2)-16】

## 重点推進項目4

### 障害のある人や家族へ、切れ目のない支援を充実します

障害のある人やその家族に対し、どの世代においても障害や世代に応じた必要な支援が受けられるように、切れ目のない支援体制の構築を進めていきます。

障害のある子どもへの支援については、これまでに推進してきた、「早期発見・早期療育」を中心とした各種支援策を引き続き行っていきます。

加えて、保護者・家族への支援について、より重点的に取り組みます。特に、医療的ケアが必要な障害児について、その在宅生活においては、必要な福祉サービスが受けにくいことや、医療、福祉、教育等の関係機関との連携が決して十分ではないこと等から家庭に大きな負担がかかっていることから、保護者や家族がレスパイト（休息や小休止）を行えるよう環境を整えていきます。

また、発達障害の可能性が考えられる児童については、保護者が相談機関の利用に消極的になってしまうこと等により、支援につながりにくい状況も一部、見受けられます。保護者が悩みを抱え込んでしまわないように、東京都発達障害者支援センター・TOSCAと連携し、ペアレントメンターの活動や、ペアレントトレーニング等を充実させることで、保護者を支援していきます。

障害のある児童・生徒の学校生活における課題等については、学校や、教育委員会と連携しながら対応してまいります。

障害福祉サービスの利用に関しては、65歳を迎えた障害者が障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する際に、スムーズに移行できる体制の構築に務めます。「基幹相談支援センター」と「地域包括支援センター」の連携による情報共有や、互いの職員のスキルアップに向けた取り組みを行うほか、ケアマネジャーを中心に、対象となる人の移行に向けた対応を丁寧に行っていきます。

高次脳機能障害の疑いのある人や、若年性認知症の疑いのある人については、まず都内に2カ所ある相談支援機関（若年性認知症総合支援センター、多摩若年性認知症総合支援センター）の啓発に努めたうえで、高齢福祉等の関連部署とも連携し、早期発見・早期診断に向けた体制を整えていきます。

#### 関連施策

- 早期発見・早期療育体制の充実 【1-(3)-1】
- 障害のある子どもを持つ保護者への支援 【1-(3)-2】
- 療育・教育相談事業の推進 【1-(3)-4】
- 障害児の放課後等の居場所の充実 【1-(3)-14】

## 重点推進項目5

## 相談支援体制を充実します

引き続き各相談支援機関の認知・浸透を図り、支援を必要とする人が適切な相談支援機関を確保できるよう、努めていきます。加えて、ワンストップ型の相談窓口機能の充実等、地域における相談支援体制の底上げを図ります。

西東京市では、「基幹相談支援センター」（障害福祉課）とともに、「相談支援センター・えぽっく」をワンストップ型の相談窓口として位置づけてきました。「えぽっく」については、今後の基幹相談支援センター化を見据え、困難事例への対応等により、基幹相談支援センターとしての対応手法等の実践を通じ、相談支援体制の底上げを図ります。そのうえで、「基幹相談支援センター」と「えぽっく」の役割分担を含めた、地域全体の相談支援体制のあり方を引き続き検討していきます。

地域活動支援センターでは、各種申請等の手続支援、障害サービスの案内、作業所や日中居所の相談、日常生活のフォロー、サービス調整等、一般相談、同行支援、訪問支援の充実を、人的配置の課題を整理しながら検討します。

また、個別の相談内容に対する対応力の強化に向け、相談員のスキルアップに加え、地域全体の社会資源を広く充実させていきます。加えて、相談支援機関や市の関係部署との連携をより一層図り、情報の一元・共有化等を進めていきます。

## 関連施策

- 
- 相談機関相互の連携の推進 【1-(1)-1】
  - 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実 【1-(1)-2】
-

## 第4章 施策の展開

基本理念	基本方針	施策の方向
<p>障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。</p>	<p>基本方針1に関する施策</p> <p>～ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。～</p>	<p>(1) 相談支援・ネットワーク [より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。]</p>
		<p>(2) 生活支援 [ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。]</p>
	<p>(3) 教育・育成 [必要な時期に必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備します。]</p>	
	<p>基本方針2に関する施策</p> <p>～主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。～</p>	<p>(1) 雇用・就業 [障害の特性に合わせた雇用の場の開拓や、障害者施設等への優先調達等を進めます。]</p>
<p>(2) 余暇活動・生涯学習活動 [障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。]</p>		

事業グループ	具体的な施策
① 相談支援体制の充実	1-(1)-1 相談機関相互の連携の推進
	1-(1)-2 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実
	1-(1)-3 当事者等による身近な相談活動への支援
	1-(1)-4 民生委員・児童委員の相談活動の充実
① 福祉サービスの充実	1-(2)-1 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置
	1-(2)-2 レスパイトや緊急一時保護を行う事業所の誘致
	1-(2)-3 難病患者に対するサービス提供体制の確保に向けたニーズ把握
	1-(2)-4 高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施
	1-(2)-5 発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施
	1-(2)-6 障害のある人の家族に対する支援
	1-(2)-7 地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保
	1-(2)-8 専門的人材の育成
② サービスの質の確保・向上	1-(2)-9 民間事業所のサービス体制の向上に向けた支援
	1-(2)-10 サービス事業者に対する第三者評価
③ 障害者福祉基盤の整備	1-(2)-11 地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進
	1-(2)-12 障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応
	1-(2)-13 若年の身体障害者が利用できるサービス事業所の誘致
④ 地域における支援体制の整備	1-(2)-14 ほっとするまちネットワークシステムの充実
	1-(2)-15 地域で活動している組織や団体への支援の充実
	1-(2)-16 地域資源の活用
	1-(2)-17 ヘルプカードの活用
① 障害児の育ちを支える体制の整備	1-(3)-1 早期発見・早期療育体制の充実
	1-(3)-2 障害のある子どもを持つ保護者への支援
	1-(3)-3 子ども総合支援センターの充実
	1-(3)-4 療育・教育相談事業の推進
	1-(3)-5 幼稚園・保育園の入園に対する支援
	1-(3)-6 ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施
	1-(3)-7 中等度難聴児発達支援事業の実施
	1-(3)-8 こどもの発達センター・ひいらぎ、分室ひよっこ事業の推進
② 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	1-(3)-9 特別支援学級の整備
	1-(3)-10 特性に応じた教育課程と教育内容の充実
	1-(3)-11 学校入学前後の支援の継続に関する取組みの充実
	1-(3)-12 子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制
	1-(3)-13 介助員制度の実施
③ 放課後等の居場所の充実	1-(3)-14 障害児の放課後等の居場所の充実
① 適性や能力に応じた就労の場の確保	2-(1)-1 就労援助事業の実施
	2-(1)-2 就労機会の拡大
	2-(1)-3 市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実
	2-(1)-4 市における雇用拡大
	2-(1)-5 障害特性に合わせた雇用の場の開拓の検討
② 授産製品の販路拡大	2-(1)-6 授産製品の販路拡大
	2-(1)-7 障害者施設等への優先購入(調達)の推進
③ 就労訓練等の実施	2-(1)-8 就労訓練の実施
	2-(1)-9 就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致
	2-(1)-10 市内の就労系障害福祉サービス事業所での工賃水準の向上
① 余暇活動・生涯学習活動の充実	2-(2)-1 生涯学習の推進
	2-(2)-2 障害のある人のスポーツ機会の充実
	2-(2)-3 障害者スポーツ支援事業の実施
	2-(2)-4 図書館におけるハンディキャップ・サービスの充実

基本理念	基本方針	施策の方向
<p>障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。</p>	<p>基本方針2に関する施策</p>	<p>(2) 余暇活動・生涯学習活動</p>
	<p>基本方針3に関する施策</p> <p>～地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。～</p>	<p>(1) 広報・啓発 [障害や障害のある人への理解を深めるための取組みを進めます。]</p>
		<p>(2) 生活環境 [バリアフリー環境の整備を進めるとともに、グループホーム等の整備を進めます。]</p>
		<p>(3) 保健・医療 [障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉との連携を進めます。]</p>
<p>(4) 情報・コミュニケーション [必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。]</p>		

事業グループ	具体的な施策
① 余暇活動・生涯学習活動の充実	2-(2)-5 公民館における障害者学級の実施
	2-(2)-6 ゲストティーチャーや講師としての活用
① 障害や障害のある人への理解の推進	3-(1)-1 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実
	3-(1)-2 障害についての理解を図る教育の推進
	3-(1)-3 障害者団体の交流機会の活用
	3-(1)-4 障害者総合支援センターと地域の交流促進
	3-(1)-5 公民館事業を活用した障害者との交流の推進
② 権利擁護体制の活用	3-(1)-6 障害者虐待防止センター機能の充実
	3-(1)-7 権利擁護センター・あんしん西東京との連携
	3-(1)-8 成年後見制度の適正な利用促進
	3-(1)-9 地域福祉権利擁護事業の普及と活用
③ ボランティア活動の推進	3-(1)-10 ボランティア活動の機会の活用
	3-(1)-11 障害のある人をサポートする仕組みの検討
	3-(1)-12 ボランティアの育成支援
① 地域における生活基盤の整備	3-(2)-1 グループホーム等の整備
	3-(2)-2 人にやさしいまちづくりの推進
② 人にやさしいまちづくりの推進	3-(2)-3 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進
	3-(2)-4 歩行環境の整備
	3-(2)-5 障害者専用駐車スペースの確保
	3-(2)-6 市内鉄道駅のバリアフリー化の推進
	3-(2)-7 学校施設のバリアフリー化の推進
	3-(2)-8 市民への正しい情報提供、意識啓発の推進
	3-(2)-9 助成制度の活用によるバリアフリーの誘導
	3-(2)-10 誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討
	3-(2)-11 移送サービスの推進
③ 外出の支援	3-(2)-12 自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成
	3-(2)-13 自動車燃料費の助成・タクシー利用券の交付
	3-(2)-14 身体障害者補助犬法の周知
	3-(2)-15 緊急メール配信サービスの活用
④ 緊急時対策、防災・防犯対策の充実	3-(2)-16 災害時要援護者避難支援プランの作成
	3-(2)-17 防災訓練の充実
	3-(2)-18 社会福祉施設等と地域の連携
	3-(2)-19 緊急時の医療等の体制の整備
	3-(2)-20 災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保
	3-(2)-21 悪質商法などの被害の防止
① 保健・医療体制の充実	3-(3)-1 医療的なケアを行う事業所等の誘致
	3-(3)-2 かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及
	3-(3)-3 地域健康づくり・リハビリテーション等の展開
	3-(3)-4 在宅歯科診療の充実
	3-(3)-5 健康診査の情報提供
	3-(3)-6 精神保健・医療の充実
② 医療費の助成	3-(3)-7 医療費の助成
① 情報提供体制の充実	3-(4)-1 「障害者のしおり」の活用
	3-(4)-2 障害特性に配慮した情報提供
	3-(4)-3 ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上
② コミュニケーション体制の充実	3-(4)-4 市役所における窓口対応方法の検討
	3-(4)-5 市役所における手話通訳者の設置
	3-(4)-6 手話通訳者・要約筆記者の派遣
	3-(4)-7 身体障害者電話使用料等の助成
	3-(4)-8 郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度(投票における配慮)

# 1 基本方針1に関する施策

## (1) 相談支援・ネットワーク

～ ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。～

### ① 相談支援体制の充実

施策名	内 容	担当課
1-(1)-1 相談機関相互の連携の推進	<p>(調整中)</p> <p>障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の検討を進めます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図ります。</p> <p>また、庁内外の相談支援関係機関との連携を図るなど、情報や課題の共有を行い、個人情報取り扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。</p>	健康課 障害福祉課 子育て支援課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課 教育指導課 教育支援課
1-(1)-2 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実	<p>現在市内に設置されている地域活動支援センターである「支援センター・ハーモニー」、「保谷障害者福祉センター」における相談の充実に努めるとともに、知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置に向けた検討を行います。</p> <p>また、相談支援部会を通じて、相談支援機関との連携を進め、一層の相談支援体制の充実を図ります。</p>	障害福祉課
1-(1)-3 当事者等による身近な相談活動への支援	<p>障害のある人やその家族が、当事者としての経験や知識を生かして相談を受ける、身近な相談活動への支援を行います。</p> <p>具体的には、障害のある人自身が相談相手となる身体障害者相談員・知的障害者相談員や、障害のある子どもを持つ保護者が相談相手となるペア・ピアカウンセリング等について、引き続き実施するとともに東京都のペアレントメンター養成事業を活用します。</p>	障害福祉課

施策名	内 容	担当課
1-(1)-4 民生委員・児童委員の相談活動の充実	生活困窮者、高齢者、障害者、児童、母子など援助を必要とする人の相談・指導・助言など個別援助活動を行っている民生委員・児童委員の相談活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実を図ります。	生活福祉課

## (2) 生活支援

### ① 福祉サービスの充実

施策名	内 容	担当課
1-(2)-1 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置	(調整中) 平成 28 年度に、知的障害者の利用を中心とする「地域活動支援センター・ブルーム」が設置されました。	障害福祉課
1-(2)-2 レスパイトや緊急一時保護を行う事業所の誘致	(調整中) レスパイトや緊急時対応が可能な事業所（短期入所、施設緊急一時保護等）の確保に向け、民間法人の誘致を検討します。	障害福祉課
1-(2)-3 難病患者に対するサービス提供体制の確保に向けたニーズ把握	(調整中) 平成 25 年度に障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正されたことに伴い、難病患者が障害者の概念に含まれることとなりました。こうした新たに福祉サービスの対象となった難病患者に対するサービス提供体制の確保のため、難病患者の福祉サービス等のニーズの把握に努めます。	障害福祉課
1-(2)-4 高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施	「北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会」の活動への参加・協力を通して、広域での支援体制整備については引き続き検討を進めます。	障害福祉課

施策名	内 容	担当課
<p>1-(2)-5 発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施</p>	<p>(調整中)</p> <p>現在、未就学の発達障害児については、「こどもの発達センター・ひいらぎ」及びその分室「ひよっこ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18歳以上の発達障害者については、「障害者相談支援センター・えぼっく」等において相談等の支援を行っています。</p> <p>今後は、「ひいらぎ」等の療育機関や、「相談支援センター・えぼっく」、「支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一步」、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目のない支援が提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策の検討を進めます。</p>	<p>障害福祉課 健康課 保育課 教育支援課</p>
<p>1-(2)-6 障害のある人の家族に対する支援</p>	<p>(調整中)</p> <p>障害のある人の家族の高齢化により発生するサービスのニーズを見据え、包括的相談支援体制の構築、アクセシビリティ向上の視点を取り入れた障害のある人の家族に対する支援を継続します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>1-(2)-7 地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保</p>	<p>最新の知識や技術を身につけた学生の市内の福祉施設での実習受け入れや、市や市内で求める人材や技術についての意見交換など、地元の大学等と連携した福祉人材の育成・確保に努めます。</p>	<p>生活福祉課</p>
<p>1-(2)-8 専門的人材の育成</p>	<p>福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。</p> <p>なお、「障害者総合支援センター・フレンドリー」では、多目的室を設置し、講演会、研究会、学習会等を開催することにより、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘や活用を図ります。</p>	<p>障害福祉課 生活福祉課</p>

## ② サービスの質の確保・向上

施策名	内 容	担当課
1-(2)-9 民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援	<p>(調整中)</p> <p>民間事業所のサービスの質の向上のため、事業所に対し第三者評価制度の受審や運営アドバイス機能の活用を促進します。また、事業所間で情報を共有し、より質の高いサービスを提供するための研修の場となるよう、事業所間の連絡会を開催する等の支援を行います。</p>	障害福祉課
1-(2)-10 サービス事業者に対する第三者評価	<p>(調整中)</p> <p>利用者が質の高いサービスを選択するためには、サービスやサービス事業者に対して、第三者の目で一定の基準に基づいた評価を行うことが必要となります。そこで、東京都と協力し、サービス事業者の求めに応じて適切な第三者評価が実施できるよう、制度の周知等、第三者評価の制度が積極的に活用されるよう支援します。</p>	障害福祉課

③ 障害者福祉基盤の整備

施策名	内 容	担当課
<p>1-(2)-11 地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進</p>	<p>(調整中) 様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。</p>	<p>障害福祉課 子育て支援課 協働コミュニティ課 教育支援課</p>
<p>1-(2)-12 障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応</p>	<p>(調整中) 加齢によって生じるサービスのニーズに加え、障害者の高齢化、高齢者の障害化も踏まえ、将来的なサービスの利用見込み量を推計し、ハード面・ソフト面のサービス提供体制の確保に努めます。また、加齢による身体機能低下をゆるやかにするためのスポーツ機会の充実を図ります。</p>	<p>障害福祉課 高齢者支援課</p>
<p>1-(2)-13 若年の身体障害者が利用できるサービス事業所の誘致</p>	<p>若年の身体障害者や、介護保険の第2号被保険者のニーズの把握に努め、それぞれに合致したサービスを提供するため、高齢者支援課とも連携しながら、民間法人による自立訓練事業や就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等の誘致等を検討します。</p>	<p>障害福祉課</p>

## ④ 地域における支援体制の整備

施策名	内 容	担当課
1-(2)-14 ほっとするまち ネットワークシ ステムの充実	市内4圏域すべてに1人ずつ配置している地域福祉コーディネーターを調整役として、地域福祉を推進する「ほっとするまちネットワークシステム（ほっとネット）」を発展的に充実させ、地域の力で地域の課題を解決する仕組みづくりを目指します。	生活福祉課
1-(2)-15 地域で活動して いる組織や団体 への支援の充実	協働のまちづくりをより一層推進するために、NPO等市民活動団体向けの講座を開催や、NPO市民フェスティバルや「ゆめこらぼ通信」、ゆめこらぼホームページなどの様々な手法を使ったNPO等市民活動団体の活動のPRを行い、地域活動やまちづくりを担うNPO等市民活動団体などが自立した活動を行えるよう支援・育成に取り組みます。	協働コミュニ ティ課
1-(2)-16 地域資源の活用	障害のある人の地域生活における課題の把握に努め、地域資源を活用しながら、解決に向けた取組を推進します。また、障害者福祉施設のみならず、各種福祉施設、教育関係施設など幅広い公共施設の活用を視野に入れ、関係部局との連携・調整を図りながら、地域資源活用の拡大に向けて検討します。 さらに、専門職としての資格や経験・知識を有している市民の活用等、地域の福祉人材の確保についても検討します。	障害福祉課
1-(2)-17 ヘルプカードの 活用	援助を必要とする人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードである「ヘルプカード」の配布を実施する。また、養成講座の開催に加え、市内の団体、学校等への普及・啓発活動を進めるとともに、障害のある人をサポートする体制の検討を行います。	障害福祉課

### (3) 教育・育成

#### ① 障害児の育ちを支える体制の整備

施策名	内 容	担当課
<p>1-(3)-1 早期発見・早期療育体制の充実</p>	<p>出生後、各種母子保健事業や個別支援を通し、発達課題の早期発見早期療育に努めます。</p> <p>児とその家庭の支援が切れ目なく提供されるよう、関係機関との連携を強化します。</p> <p>また、心理士による障害者巡回相談やひいらぎの巡回訪問などにより、支援が必要な子どもの早期発見及び保育園における適切な保育の支援や関係機関と連携に努めていきます。</p>	<p>健康課 保育課 子育て支援課 教育支援課</p>
<p>1-(3)-2 障害のある子どもを持つ保護者への支援</p>	<p>「こどもの発達センターひいらぎ」において、障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。</p> <p>また総合相談を通して、保護者からの相談を受けた、障害に関する相談については、課題に応じて適切な専門機関等へつなぎ、障害の理解や、家族支援を行います。</p> <p>要保護児童対策地域協議会では、関係機関が障害について理解が深められるよう研修を実施します。</p>	<p>障害福祉課 健康課 教育支援課</p>
<p>1-(3)-3 子ども総合支援センターの充実</p>	<p>「子ども総合支援センター」の機能のうち「子どもの居場所」として、イベントの開催や子どもが安心・安全に過ごせるように、地域団体と協力し、地域・会館利用者が子どもを見守っているように努めていきます。</p> <p>また、個々の相談者を通しての連携や要保護児童対策協議会実務者会議等の場を活かし、ネットワーク作りを進めます。</p>	<p>子ども家庭支援センター 健康課</p>

施策名	内 容	担当課
1-(3)-4 療育・教育相談 事業の推進	<p>「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、成長や発達に心配のある就学前の子どもについて、電話・来所・巡回等、多様な形態での相談や、通園、外来療育を行い、平成23年4月から発達支援コーディネーターを設置しています。</p> <p>「教育相談センター」では、幼児から高校生年齢までの子どもについて、子どもや保護者のカウンセリングを行っています。</p>	健康課 教育支援課
1-(3)-5 幼稚園・保育園 の入園に対する 支援	<p>「こどもの発達センターひいらぎ」を利用する児童の保護者に対し、個別面談等の機会に幼稚園、保育園入園に関する相談や情報提供を行っている。また、入園に際しては、園への訪問支援はじめ、園、保護者、ひいらぎでの情報共有に努めます。</p>	健康課
1-(3)-6 ことばの発達・ 発音などに心配 のある子どもの 言語訓練・相談 の実施	<p>ことばの発達やことばの発音の不明瞭さに心配がある子ども・保護者に対して、言語訓練・言語相談を充実させます。</p>	教育支援課 健康課
1-(3)-7 中等度難聴児発 達支援事業の実 施	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、中等度難聴児発達支援事業の実施を検討します。</p>	障害福祉課
1-(3)-8 こどもの発達セ ンター・ひいら ぎ、分室ひよっ こ事業の推進	<p>発達支援コーディネーターの増員を図り、療育事業、訪問事業の充実に努めます。</p>	健康課

② 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

施策名	内 容	担当課
<p>1-(3)-9 特別支援学級の整備</p>	<p>(調整中)</p> <p>これまで、障害のある児童・生徒数の増加に伴い、通級指導学級と特別支援学級の新たな開設を行ってきました。今後、対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、市内でのバランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行っていきます。また、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図ります。</p>	<p>教育企画課 学校運営課 教育指導課 教育支援課</p>
<p>1-(3)-10 特性に応じた教育課程と教育内容の充実</p>	<p>(調整中)</p> <p>市立小・中学校の特別支援学級において、児童・生徒の発達段階や特性を十分に踏まえ、知的障害教育、自閉症教育、情緒障害教育のそれぞれの実態に応じた教育課程を編成します。その方針のもと、各学級での指導を充実させるために、教育研修などを充実させます。特に、児童・生徒の一人ひとりの特性や、障害の程度などに配慮し、指導・支援の継続発展を図ります。</p>	<p>教育指導課 教育支援課</p>
<p>1-(3)-11 子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制</p>	<p>心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。</p> <p>また、子どもや保護者にとっての身近な在籍校においても、教育相談機能が充実するよう、専門家派遣等を通じて支援していきます。</p> <p>就学相談においては、適切な就学の推進を図るため、子ども一人ひとりの教育的ニーズをとらえて、子どもや保護者との丁寧な相談を進めます。</p>	<p>教育支援課</p>

施策名	内 容	担当課
1-(3)-12 学校入学前後の 支援の継続に関 する取組みの充 実	<p>(調整中)</p> <p>すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の校内支援に役立てます。</p> <p>関係各課との連携を強化し、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。さらに、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。</p>	教育支援課 健康課 子育て支援課 保育課 児童青少年課
1-(3)-13 介助員制度の実 施	<p>通常の学級に在籍する障害のある児童に関して、移動などの際の安全を確保し、学校生活の安定や保護者による介助負担の軽減を図るため、介助員を配置する制度を引き続き実施します。</p>	教育企画課

## ③ 放課後等の居場所の充実

施策名	内 容	担当課
1-(3)-14 障害児の放課後 等の居場所の充 実	<p>(調整中)</p> <p>事業所を運営する民間法人の誘致、既存事業所のサービス水準の向上に向け、情報提供等の支援を行います。また、指定相談支援業務や、医療的ケア児の受け入れ等、療育を必要とする児童に対する幅広い支援の充実を目指します。</p>	障害福祉課

## 2 基本方針2に関する施策

～ 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます ～

### (1) 雇用・就業

#### ① 適性や能力に応じた就労の場の確保

施策名	内 容	担当課
2-(1)-1 就労援助事業の 実施	<p>「障害者就労支援センター・一步」に就労支援コーディネーター、生活支援コーディネーター及び地域開拓コーディネーターを配置し、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行います。</p> <p>また、公共職業安定所（ハローワーク）、商店会、事業主団体、特別支援学校、市、保健所、障害福祉サービス事業所等の関係機関による地域における就労支援ネットワークの整備を図ります。</p>	障害福祉課
2-(1)-2 就労機会の拡大	<p>特別支援学校や公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害のある人が身近な地域において安心して働きつづけられるよう、障害者雇用にも努めるほか、地元企業、社会福祉法人、NPO法人、民間団体等の協力を得ながら雇用の促進を図ります。</p>	障害福祉課
2-(1)-3 市内事業者への 広報・啓発及び 情報提供の充実	<p>障害者雇用にかかわる市内事業者に対して、トライアル雇用や職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用、各種助成金など、各種就業支援策についての案内を、公共職業安定所や就労支援センターと連携しながら適切に行っていきます。</p>	障害福祉課
2-(1)-4 市における雇用 拡大	<p>市は雇用者として障害者雇用を進める立場でもあることから、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率のさらなる向上を目指します。</p>	職員課
2-(1)-5 障害特性に合 わせた雇用の場 の開拓の検討	<p>障害の特性に合わせた多様な雇用パターンの開拓に向け、市内の障害者雇用企業・事業所の調査を行います。</p> <p>また、職場開拓等により、障害の特性に合わせて生涯にわたって職業にチャレンジできる環境づくりを進めます。</p>	障害福祉課

## ② 授産製品の販路拡大

施策名	内 容	担当課
2-(1)-6 授産製品の販路 拡大	(調整中) 障害福祉サービス事業所等で製作された製品の 展示・販売を促進するため、地域のイベントへの 参画機会の拡大、充実を図ります。また、販路拡 大に有効な方策について、関係各所と情報交換、 連携するなど検討を進めます。	障害福祉課
2-(1)-7 障害者施設等へ の優先購入（調 達）の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サー ビス事業所等の提供する物品・サービスの優先購 入（調達）を推進します。	障害福祉課 契約課

## ③ 就労訓練等の実施

施策名	内 容	担当課
2-(1)-8 就労訓練の実施	(調整中) 市では、就労訓練の一環として市役所内を訓練 やインターンシップの場として提供しています。 今後も引き続き受入れ部署、受入れ人数等の拡大 に努めていきます。	障害福祉課 職員課
2-(1)-9 就労継続支援A 型事業所や就労 移行支援事業所 の誘致	(調整中) 現在、市内には就労継続支援A型事業所や就労 移行支援事業所が不足しているため、事業所の新 規参入、既存の事業所の状況把握を行うととも に、情報提供等の支援を積極的に行い民間法人の 誘致を進めます。	障害福祉課
2-(1)-10 市内の就労系障 害福祉サービス 事業所での工賃 水準の向上	(調整中) 市内にある就労継続支援B型事業所等の就労系 障害福祉サービス事業所における工賃の向上を図 るため、事業所の経営力強化に向けた支援、共同 受注化の推進に向けた支援を行います。	障害福祉課

## (2) 余暇活動・生涯学習活動

## ① 余暇活動・生涯学習活動の充実

施策名	内 容	担当課
2-(2)-1 生涯学習の推進	障害のある、なしにかかわらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。	社会教育課 関係各課
2-(2)-2 障害のある人のスポーツ機会の充実	障害のある人のスポーツ機会の充実を図るため、公共スポーツ施設や総合型地域スポーツクラブにおける障害者スポーツの取組を推進するとともに、スポーツボランティアや障害者スポーツを支える人材の発掘・育成などに取り組んでいきます。	スポーツ振興課
2-(2)-3 障害者スポーツ支援事業の実施	(調整中) 2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成に努めるとともに、障害者スポーツ支援事業の内容の充実を図ります。また、オリンピック・パラリンピック後も、継続した取組が進められるよう、障害のある人のスポーツの機会の充実に向けた検討を図っていきます。	障害福祉課
2-(2)-4 図書館におけるハンディキャップ・サービスの充実	引き続き市報等の「声の広報」の提供、音訳・点訳資料の作成・貸出とそれに伴う機器の貸出、大活字本の貸出、対面朗読を実施するとともに、宅配協力員を活用した宅配サービスの拡充と、マルチメディアデイジーの提供に取り組んでいきます。	図書館
2-(2)-5 公民館における障害者学級の実施	障害のある人が地域社会を構成する一員としての自覚を培うことを目的とし、数々の体験活動を行います。地域住民との交流、連携を図る知的障害者を対象とした障害者学級（くるみ学級、あめんぼ青年教室）を実施します。すべての人が地域で学び合うことの大切さを実感し、より豊かな生活が送れるように学習機会を提供します。	公民館
2-(2)-6 ゲストティーチャーや講師としての活用	ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会を増やします。また、文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等を行います。	障害福祉課 社会教育課

### 3 基本方針3に関する施策

～ 地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます ～

#### (1) 広報・啓発

##### ① 障害や障害のある人への理解の推進

施策名	内 容	担当課
3-(1)-1 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	市報や市ホームページ、市民まつり等の各種行事を活用した継続的な広報・啓発活動を進めるほか、障害者週間（12月3日～9日）や「障害者総合支援センター・フレンドリー」を活用して行う、講演会や授産品の販売会等を通して、市民の理解の促進を図っていきます。	障害福祉課
3-(1)-2 障害についての理解を図る教育の推進	（調整中） 障害や障害のある人への理解の推進のためには、子どものころから障害や障害のある人について理解を深め、正しい知識をもつことが大切です。今後も引き続き、市立学校において、「総合的な学習の時間」等を活用することにより、福祉に関する課題を設定し、障害についての理解促進を図っていきます。その際、市内の関係機関等と連携して指導内容の充実を図っていきます。	教育指導課
3-(1)-3 障害者団体の交流機会の活用	障害者団体が相互に交流する機会の充実を図り、それぞれの障害について理解を深めるとともに、さまざまな障害を越えた相互のつながりの強化に努めます。	障害福祉課
3-(1)-4 障害者総合支援センターと地域の交流促進	障害のある人の地域生活支援の拠点である「障害者総合支援センター・フレンドリー」において、利用者と地域住民の交流が活発になり、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、各種交流事業への支援に努めます。	障害福祉課

施策名	内 容	担当課
3-(1)-5 公民館事業を活用した障害者との交流の推進	<p>柳沢公民館や田無公民館で実施している知的障害者を対象とした障害者学級（くるみ学級、あめんぼ青年教室）を通して、障害のある人と市民との相互交流を深めます。</p> <p>また、障害の有無にかかわらず、共に学ぶ事業を開催し、市民の障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、交流を推進していきます。</p>	公民館

② 権利擁護体制の活用

施策名	内 容	担当課
3-(1)-6 障害者虐待防止センター機能の充実	<p>平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法により、区市町村は、障害者虐待防止センターとしての機能を果たすこととされており、養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による障害者虐待の通報・届出の受理等の業務を行うこととなりました。本市も障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待防止に関する普及・啓発を継続していきます。</p>	障害福祉課
3-(1)-7 権利擁護センター・あんしん西東京との連携	<p>成年後見制度の利用が必要な場合等、権利擁護に関する支援が必要な事例については、「権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し、相談にあたります。</p>	障害福祉課 生活福祉課
3-(1)-8 成年後見制度の適正な利用促進	<p>知的障害者または精神障害者等による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、「権利擁護センター・あんしん西東京」と連携しながら、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。</p>	障害福祉課 生活福祉課

施策名	内 容	担当課
3-(1)-9 地域福祉権利擁護事業の普及と活用	西東京市社会福祉協議会では、在宅生活をされている認知症の高齢者や知的障害・精神障害のある人などが適正なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続きなどの利用支援を行ったり、それに付随する公共料金や保険料の支払い、預貯金の出し入れなどの金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業を行っています。今後も同事業の普及と活用の支援に努めます。	生活福祉課

## ③ ボランティア活動の推進

施策名	内 容	担当課
3-(1)-10 ボランティア活動の機会の活用	障害のある人の地域での自立生活を支援するには、「ちょっとした手助け」をはじめとする市民のボランティア活動が大切な役割を担っています。今後も、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアを幅広く受け入れながら、ボランティア活動を支援する体制をつくりまします。	生活福祉課
3-(1)-11 障害のある人をサポートする仕組みの検討	(調整中) 障害のある人等の「ちょっとした手助けが必要な人」が周囲に支援を求めるための手段である「ヘルプカード」の配布とともに、「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「サポーター養成講座」の内容の充実、普及に向けた取組みを通して、障害や障害のある人に対する理解を促進し、地域における支援の輪を広げまします。	障害福祉課
3-(1)-12 ボランティアの育成支援	障害のある人を支援するボランティア活動については、その内容によって十分な教育・訓練等が必要になる場合もあることから、社会福祉協議会と連携しながら、活動内容についての研修会や体験講習会を開催するなど、十分な知識を備えたボランティアの育成を支援まします。	生活福祉課

## (2) 生活環境

### ① 地域における生活基盤の整備

施策名	内 容	担当課
3-(2)-1 グループホーム 等の整備	<p>何らかの支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム等は、障害のある人の地域生活支援の社会資源として重要であり、民間法人による新規参入を誘致するため、情報提供等の支援を積極的に行っていきます。</p> <p>なお、精神障害者のグループホームについては、通過型だけでなく滞在型の充実についても検討します。</p>	障害福祉課

### ② 人にやさしいまちづくりの推進

施策名	内 容	担当課
3-(2)-2 人にやさしいま ちづくりの推進	<p>「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「人にやさしいまちづくり推進計画」によるまちづくりを進めます。</p>	関係各課
3-(2)-3 公共施設のバ リアフリー化・ユ ニバーサルデザ イン化の推進	<p>公共施設等の整備にあたっては、「人にやさしいまちづくり条例」や「人にやさしいまちづくり推進計画」、また「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことによって、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。</p>	関係各課
3-(2)-4 歩行環境の整備	<p>歩道の段差解消や歩車道の分離を進め、障害のある人や高齢者、妊産婦などすべての市民が安全に通行できる歩行者環境の整備を進めます。視覚障害者誘導用の点字ブロックについても、利用状況・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。</p>	道路建設課 道路管理課
3-(2)-5 障害者専用駐車 スペースの確保	<p>公共施設等の駐車場においては、できる限り玄関付近に障害者専用あるいは優先で使用できる駐車スペースを確保するように努めます。また、多くの市民が利用する公共的建築物についても、障害者専用駐車スペースを確保するよう助言等を行っていきます。</p>	関係各課

施策名	内 容	担当課
3-(2)-6 市内鉄道駅のバ リアフリー化の 推進	<p>(調整中)</p> <p>※平成 30 年度のひばりヶ丘駅北口のバリアフリー 化工事の完了により、市内の5つの駅において バリアフリー化が全て完了するため、後期基本 計画においては、事業を廃止する方向で企画政 策課と調整中。</p>	都市計画課
3-(2)-7 学校施設のバ リアフリー化の推 進	<p>各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努め るとともに、手すり、だれでもトイレなどの整備 の拡充を図ります。</p> <p>中原小学校建替工事では、誰でもトイレ、身障 者用駐車場、スロープ等の設置を進めています。</p> <p>その他、3校で、だれでもトイレ等の設置を進 めています。</p>	学校運営課
3-(2)-8 市民への正しい 情報提供、意識 啓発の推進	<p>視覚障害者誘導用の点字ブロックを敷設して も、点字ブロックの上に自転車や物が置かれてい れば、視覚障害者の利用を妨げることになりま す。また、障害者専用駐車スペースが確保されて も、障害のない市民が車を停めてしまえば、障害 のある人は車を停めることができません。</p> <p>市内各5駅において、放置自転車整理指導員を 配し違法駐車を含め点字ブロックの上に置いた自 転車利用者に対しても注意を促します。また、市 営駐車場においては誘導員を配置し、障害のない 利用者が障害者専用駐車スペースに駐車しないよ う誘導する。</p>	道路管理課 障害福祉課
3-(2)-9 助成制度の活用 によるバリアフ リーの誘導	<p>(調整中)</p> <p>市民の日常生活に欠かせない小規模な店舗等に おいては、出入口に段差があることなどにより、 高齢者や障害のある人、ベビーカーなどの利用に 大きな支障を及ぼす場合があります。</p> <p>※「バリアフリー改修工事費の助成制度」は、平 成 21 年 3 月の計画策定から現在までの申請件数 が 2 件であり、今後の需要も見込めないため、 後期基本計画においては、事業を廃止する方向 で企画政策課と調整している。</p>	都市計画課

③ 外出の支援

施策名	内 容	担当課
<p>3-(2)-10 誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討</p>	<p>(調整中) ※福祉タクシーの導入促進については、平成30年度より、市において生活交通改善事業計画を位置づける必要がなくなったため、後期基本計画において明示する予定はありません。 ※移動支援のあり方の検討については、地域住民を主体とした勉強会を継続的に開催するとともに、今後実証実験等を行い、庁内PTにおいて事業の実施を含めた検討が必要と考えています。</p>	<p>都市計画課 関係各課</p>
<p>3-(2)-11 移送サービスの推進</p>	<p>障害のある人の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスを実施しています。今後も、サービスの利用状況・利用者ニーズ等を把握しながら、より利用ニーズに対応したサービスの提供を図っていきます。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>3-(2)-12 自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成</p>	<p>一般の交通機関の利用が困難な身体障害者に対して、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。 また、就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある身体障害者に対して、操向装置及び駆動装置の改造に要する費用を一部補助します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>3-(2)-13 自動車燃料費の助成・タクシー利用券の交付</p>	<p>申請者の選択により、在宅心身障害者またはその家族が所有・運転する自動車等の燃料費の一部助成又はタクシー利用券の交付を行っています。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>3-(2)-14 身体障害者補助犬法の周知</p>	<p>身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。</p>	<p>障害福祉課</p>

## ④ 緊急時対策、防災・防犯対策の充実

施策名	内 容	担当課
3-(2)-15 緊急メール配信サービスの活用	利用登録をした人に、市内の防災・防犯に関する情報を携帯電話やパソコンにメールで配信する、「緊急メール配信サービス」を行います。	危機管理室
3-(2)-16 災害時要援護者避難支援プランの作成	避難行動要支援者個別計画の作成を進め、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。	危機管理室 障害福祉課
3-(2)-17 防災訓練の充実	総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に防災市民組織を中心とした、災害時要援護者に対するさまざまな災害に対する訓練等を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めていきます。	危機管理室 障害福祉課
3-(2)-18 社会福祉施設等と地域の連携	施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠です。このため、施設と周辺地域の事業所、自治会等、及び施設相互間で災害時応援協定の締結に向けた促進を図ります。	危機管理室 障害福祉課
3-(2)-19 緊急時の医療等の体制の整備	(調整中) 緊急時の透析患者・在宅難病者等、専門医療を必要とする患者への対応については、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県と連携し、医療体制の強化に努めます。 また、要配慮者等の避難生活に必要な生活用品等の備蓄、福祉機器の調達先等について検討します。	危機管理室 健康課 障害福祉課
3-(2)-20 災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	(調整中) 災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。 また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、福祉避難施設については、障害特性等への配慮、医療等の必要な支援が提供できる体制を整備し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる体制の充実を図ります。	危機管理室 道路管理課 健康課 障害福祉課

施策名	内 容	担当課
<p>3-(2)-21 悪質商法などの被害の防止</p>	<p>高齢者や障害のある方をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害にあわないよう、西東京市での相談事例を市報の「消費生活Q&amp;A」や「消費生活相談事例集」で紹介したり、コミュニティバス（はなバス）の車内に注意喚起を掲示するなど、注意喚起・啓発に努めています。</p> <p>今後においても、消費生活相談員による出前講座のPRの充実など、さまざまな方法を用いて注意喚起・啓発を行うことで、多様な層の市民に情報が届くよう取り組んでいきます。</p> <p>また、障害のある方が相談しやすい環境づくりに努めます。</p>	<p>協働コミュニティ課</p>

### (3) 保健・医療

#### ① 保健・医療体制の充実

施策名	内 容	担当課
<p>3-(3)-1 医療的なケアを行う事業所等の誘致</p>	<p>(調整中)</p> <p>医療的ケアについては、現在、市内の日中活動場所では試行的に実施している事業所が1箇所あるのみですが、今後は、医療的ケアを実施する事業者への情報提供を積極的に行うなど、誘致に努めます。また、医療的ケアを行う事業所等が整備された場合には、医療・福祉等の連携を密にし、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな支援ができるよう努めます。</p> <p>「こどもの発達センターひいらぎ」では医療的ケアを必要としているケースを単独療育グループにて、療育しています。医療・福祉等の連携を密にし、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな支援ができるよう努めます。</p>	<p>障害福祉課 健康課</p>
<p>3-(3)-2 かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及</p>	<p>誰もが適切な治療が受けられるよう、日ごろから安心して相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及を図っていきます。</p>	<p>健康課</p>

施策名	内 容	担当課
3-(3)-3 地域健康づくり・リハビリテーション等の展開	(調整中)	障害福祉課
3-(3)-4 在宅歯科診療の充実	西東京市歯科医師会と連携しながら、通院が困難な人への在宅歯科診療の周知に努めていきます。	健康課
3-(3)-5 健康診査の情報提供	健康診査の受診方法などの情報提供に努めます。	健康課
3-(3)-6 精神保健・医療の充実	精神面の課題を持つ場合、本人が受診行動を起こせない場合もあるため、医療機関、保健所、障害福祉課、健康課や多摩総合精神保健福祉センター等と連携を図り、医療や支援を受けられるよう、支援体制の整備を進めていきます。また、メンタルケア会議等のネットワークを有効に活用し、連携体制を構築します。	健康課 障害福祉課

## ② 医療費の助成

施策名	内 容	担当課
3-(3)-7 医療費の助成	引き続き障害福祉課所管の医療費助成制度（「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度（精神通院医療、更生医療）」、「難病医療費等助成制度」、「小児精神病入院医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」）について実施の予定です。 また、平成30年12月からB型ウイルス肝炎、C型ウイルス肝炎に起因する肝がん・重度肝硬変患者への新たな医療費助成制度が開始される予定です。	障害福祉課 健康課 子育て支援課 保険年金課

## (4) 情報・コミュニケーション

### ① 情報提供体制の充実

施策名	内 容	担当課
3-(4)-1 「障害者のしおり」の活用	(調整中) 障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」の内容を充実し、誰もが分かりやすい冊子を作成します。また、高齢福祉分野の事業所へも情報提供するなど、必要な情報がその情報を必要としている人たちに的確に伝わるように努めます。	障害福祉課
3-(4)-2 障害特性に配慮した情報提供	引き続き、市が提供する各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を行っていきます。	障害福祉課 図書館 関係各課
3-(4)-3 ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上	総務省が作成した「みんなの公共サイト運用モデル」に基づき、西東京市のホームページにおいても、誰もがより快適にホームページの閲覧を行えるよう、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮してホームページの運営を行っていきます。	秘書広報課

## ② コミュニケーション体制の充実

施策名	内 容	担当課
3-(4)-4 市役所における 窓口対応方法の 検討	(調整中) 市役所の窓口対応については、市職員に対して障害や障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、利用者の要望等を把握しながら、ローカウターの設置、手話や筆談、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。	関係各課
3-(4)-5 市役所における 手話通訳者の設 置	市役所において、行政手続きや各種相談についての通訳ができるよう、手話通訳者の設置を検討します。	障害福祉課
3-(4)-6 手話通訳者・要 約筆記者の派遣	派遣利用登録をした市内在住の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者に対し、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、意思の疎通の円滑化を図ります。	障害福祉課
3-(4)-7 身体障害者電話 使用料等の助成	(調整中) 18歳以上で下肢・体幹及び内部障害にかかる身体障害の等級が1・2級の人及び視覚障害者でファックスを設置している人に回線使用料・ダイヤル通話料等を助成します。	障害福祉課
3-(4)-8 郵便による不在 者投票制度、代 理投票制度、点 字投票制度（投 票における配 慮）	身体に重度の障害のある選挙人の方は、申請により選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることによって、自宅等において郵便による不在者投票ができます。また、身体の不自由な方は、投票所で申し出ることにより、代理投票や点字投票ができます。 障害の有無に関らず投票しやすい環境の整備と法改正の情報収集及び改正があった場合の迅速な対応を図ります。	選挙管理委員 会

---

## 第5章 障害者基本計画の着実な推進に向けて

---

第6回計画改定作業部会においてお示しします。

(現行計画書の P82～P83 に該当する内容であり、同じような示し方を想定しています。)

---

## 第6章 障害福祉に関するデータ・調査結果等

---

第5回～第6回計画改定作業部会においてお示しします。

(現行計画書のP5～P23に該当する内容であり、同じような示し方を想定しています。)

- 1 障害者数等
- 2 市内の障害者関連施設等
- 3 アンケート調査結果
- 4 ヒアリング調査結果

---

## 第7章 資料編

---

第5回計画改定作業部会以降においてお示しします。

(現行計画書の P84～P94 に該当する内容であり、同じような示し方を想定しています。)

- 1 用語集
- 2 西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会等  
開催経過
- 3 西東京市地域自立支援協議会計画改定作業部会 委  
員名簿
- 4 西東京市地域自立支援協議会（第5期） 委員名簿